最終更新日：2015年6月26日

札幌臨床検査センター株式会社
代表取締役社長　大井　典雄
問合せ先：011-613-3210
証券コード：9776
http://www.saturin.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「ウェルネスな社会づくりのために総合ヘルス・ケアサービスを提供する」という企業理念のもと、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用し、さまざまな施策に取り組み、企業価値を高めることを目指しております。

当社では、企業価値を高めていくには、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが、極めて重要であると認識し、各施策の取り組みが、次に掲げる経営監視機能として、経営判断を適切な方向に導くものであると考えております。

1. 経営基本方針に沿ったものであるか。
2. 中・長期の視点から企業価値を高めることになるか。
3. 株主の利益に繋がるのか。
4. 内包されたリスクはないのか。
5. 法令を遵守しているか。

そのためには、経営監視機能の強化を目的に、監査役設置会社形態を採用し、監査役は、経営の重要な意思決定プロセスや取締役の業務執行状況を把握するために取締役会、経営会議等の重要な会議に出席しております。

また、株主、取引先及び当社従業員等の各ステークホルダーに対するディスクロージャーを積極的に行っております。

当社グループ会社におきましても、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、充実させることが重要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊達　忠一	1,106,320	26.24
株式会社LSIメディエンス	250,000	5.92
株式会社北洋銀行	173,900	4.12
株式会社北海道銀行	173,900	4.12
札幌臨床検査センター社員持株会	143,194	3.39
萬田　直紀	103,600	2.45
伊達アセットマネージメント合同会社	102,800	2.43
上光証券株式会社	80,000	1.89
住友生命保険相互会社	58,000	1.37
伊達　忠應	51,800	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ、札幌 既存市場

決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
嶋田　裕司	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
嶋田　裕司		北海道エンジニアリングサービス株式会社代表取締役社長（現任）	経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として適任であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況
当社が、会計監査人である清明監査法人による監査を受ける際には、監査役と会計監査人との間で、情報及び意見交換を行って、連携を図っております。
2.. 監査役と内部監査部門の連携状況
当社は、内部監査室を設置しており、監査役と内部監査室は、都度連携を図り定期的な会合を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金木　義昭	他の会社の出身者													
平田　治	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金木　義昭		・金木義昭司法書士事務所所長（現任）	司法書士として豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として適任であります。
			長年にわたる税理士事務所勤務により豊富な経験と高い見識を有しており、税務・会計面からのアドバイスを期待でき、社外監査役として適任であります。 〔独立役員の確保の状況〕 平成27年6月26日の取締役会において、当社取締役から独立した立場にあり、一般株主と利益相反のおそれがなく、また以下に掲げる

平田　治	○	・北海道ジダイ研究所所長（現任）	事項に該当しないことから選任し、東京証券取引所及び札幌証券取引所に届け出ております。 1. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等 2. 当社を主要な取引先とする者若しくはその他の業務執行者等 3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 4. 当社の主要株主 5. 次の（1）又は（2）に掲げる者の近親者 （1）1から前4までに掲げる者 （2）当社又はその子会社の業務執行役等

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬及び役員賞与の増減については、当該取締役の業績に応じて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていない

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

〔報酬の額〕
　取締役の報酬等の総額は、83,910千円であります。監査役の報酬等の総額は、7,050千円であります。（うち社外監査役の報酬等の総額は、1,200千円であります。）

〔算定方法の決定方針〕
1. 取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内であります。（平成5年9月30日開催の第28回定時株主総会決議）

2. 監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内であります。(平成6年12月21日開催の第30回定時株主総会決議)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

取締役会・監査役会事務局として総務部が窓口として対応しております。重要な情報については、代表取締役社長より社外監査役に報告しております。

社外取締役は重要な意思決定への参画と経営に対する監視をすることとなっており、社外監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席しており、取締役の業務執行状況の適宜監査を実施し、監査役会での重要な事項の意思決定を行っております。

社外取締役及び社外監査役の直近事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日)における取締役会及び監査役会の出席状況は以下のとおりであります。

・社外取締役嶋田裕司は、取締役会開催15回のうち14回出席(出席率93.3%)しております。
・社外監査役品川宏は、取締役会開催21回のうち20回出席(出席率95.2%)及び監査役会開催4回のうち4回出席(出席率100.0%)しております。
・社外監査役金木義昭は、取締役会開催21回のうち19回出席(出席率90.5%)及び監査役会開催4回のうち4回出席(出席率100.0%)しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

1. 業務執行、監査・監督の方法

(1)業務執行の方法

平成27年6月26日現在、取締役会は6名の取締役によって構成されております。うち1名が社外取締役であります。業務執行は、常勤の取締役5名が締役会で意思決定を行い、執行役員5名がその任に当たっており、当該常勤監査役及び執行役員を構成メンバーとする経営会議を定時に開催し、業務執行状況の確認及び業務遂行上で発生する問題や課題への対応策等を検討しております。

(2)監査・監督の方法

・内部監査

内部監査を行う組織として、代表取締役直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、2名で構成されております。当社では、代表取締役直轄の内部監査室が、業務監査、会計監査及び個人情報保護監査を行っております。監査の実施は、内部監査計画に基づき行われ、監査終了後は内部監査報告書を社長に提示し、業務改善を要する場合は、内部監査改善指示書により、改善指示いたします。

・監査役監査

監査役会は、3名の監査役によって構成されております。うち2名が社外監査役であります。
監査役による監査方針、監査計画及び監査実施要領は、監査役会において協議し、策定しております。
監査役は、取締役会及び経営会議に出席し意見を述べております。
なお、常勤監査役澤田雅晴は、長年にわたる税理士として豊富な経験と見識等を有しており、経営判断における税務・会計面からの監査が期待できます。
監査役金木義昭は、長年にわたる司法書士として経験と見解等をもとに会社法務に精通しており、特にコンプライアンス面からの監督が期待できます。
監査役平田治は、長年にわたる税理士事務所勤務により豊富な経験と見識等を有しており、経営判断における税務・会計面からの監査が期待できます。

・会計監査人監査

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に清明監査法人を選任しております。
当期において当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、北倉隆一、中村貴之の2名で、継続監査年数が7年を超える者はおりません。
なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、その他1名であります。

2. 業務執行、監査機能等を強化するプロセス

当社は、ディスクロージャーを極めて重要なものと考え、財務情報において可能な限り定型化し、分かりやすいディスクロージャーに努めております。また、コンプライアンスを徹底する企業文化の確立が、非常に重要であることを認識して、重要課題として取り組んでおります。

3. 監査の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は、常に相互的な連携を保ち意見交換や情報交換を行うことで情報の共有化を図り、精度の高い監督が実施される体制を取っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会には、社外取締役1名、常勤監査役1名並びに司法書士の資格を有する社外監査役1名、税務の知識を有する社外監査役1名が出席し、専門的見地や各視点から取締役の業務執行に係る適正な意思決定を行うため、助言を行っております。また、常勤監査役は、経営会議等の重要会議へ出席すると共に、重要な議事録、稟議書類を閲覧しております。
社外取締役の役割は、長年にわたる管理職や経営に携わってきた豊富な経験を生かし、経営全般に対して適切な助言を得るためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使は、導入しておりません。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文は、提供しておりません。
その他	株主総会招集通知の早期発送、集中日を回避した株主総会の設定及び電磁的方法による議決権の行使については、適宜検討しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は、年1回以上、開催することとしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの定期説明会は、実施しておりません。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの定期的説明会は、実施しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページのURL〔http://www.saturin.co.jp〕掲載情報は、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、株主総会招集通知、株式・株価情報等の各種情報を公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	株式事務担当部署は、総務部となっております。情報取扱責任者は、取締役副社長であり、株式事務担当者は、総務部総務課課長代理となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「さっぽろエコメンバー登録制度」へ登録し、環境配慮の取組を維持すると共に省エネルギーなどの環境問題に対応した積極的な環境保全活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	金融商品取引法、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規則に沿ったディスクロージャーを行い、ステークホルダーの皆様が正確な情報をいち早く入手できるよう、タイムリーな情報提供に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。(最終改定平成27年5月28日)

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、子会社を含め、臨床検査事業、調剤薬局事業、医療機器販売・保守事業を通じて、「人と自然の調和を図りながら地域社会に貢献する」という経営基本方針のもと、平成18年度を初年度に、内部統制システム構築をいたしました。
目標とする売上高、利益を達成し、企業価値の向上を図るべく主要な取組みを進めておりますが、企業価値の向上には、コンプライアンスの徹底とリスク管理体制の確立、更には透明で公正かつ合理的な意思決定と監督機能の強化が不可欠であると考えております。
このような考えのもと、当社は、以下に示す体制を整備しております。

2. 内部統制システムについての整備状況

(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、取締役及び使用人が法令・定款を遵守すると共に企業倫理を確立し、社会的責任を果たすために「行動規範」を定め、具体的実践に取り組んでおります。

ロ. コンプライアンスを確固たるものにするため、統括する組織として「コンプライアンス委員会」を常設し、委員会を中心として啓蒙・教育活動を推進し、企業人として適正な行動をとるよう徹底を図っております。

ハ. 反コンプライアンス行為に対しては、早期に発見し是正する目的として、内部統制体制を強化し、内部監査計画に基づく監査を実施し、監査結果については、速やかに代表取締役及び監査役会に報告される体制になっております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ)及びその他重要な情報を、社内規定に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理しております。
(イ)株主総会議事録と関連資料
(ロ)取締役会議事録と関連資料
(ハ)経営会議議事録と関連資料
(ニ)取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
(ホ)その他、取締役の職務の執行に関する重要な文書

ロ. 上記のほか業務執行に関する重要な情報や顧客情報に関しても、「文書管理規程」等の社内規定に基づき保管及び管理をしております。

ハ. 監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連社内規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告しております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、全ての業務に関するリスクを分析・評価する組織として「リスク管理委員会」を常設しており、当社グループにおけるリスク情報の伝達・共有と初期対応を適切に行っております。また、被災等有事の際には、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設け危機管理に即応します。

ロ. 各部門のリスクについては、部門単位でリスクを把握・分析・評価するだけでなく、リスク管理委員会での分析・評価を得たうえで、継続的に管理をしております。

ハ. 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき定期的に各部門のリスク管理体制を監視し、その結果を代表取締役へ報告しております。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、改善に努めております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社グループは、取締役会を毎月定時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ. 取締役会の機能を強化し経営効率を向上するため、経営会議を定時に開催することとし、取締役会付議事項の事前審議、業務執行及び進捗状況についての確認、課題への対応を機動的に行っております。

ハ. 当社は、事業・管理部門を分担し経営を担う4本部制を採用し、本部長は「組織規程」・「業務分掌規程」・「職務権限規程」等に基づき付与さ
れた権限により、企業の安定的、継続的発展のため短期並びに中期経営計画策定及び達成のための具体策を立案・推進しております。

(5)当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、グループ会社が共通の企業理念のもと、当社と同様に内部統制の実効性を高める施策を実施するため、グループ会社への指導、管理を行っております。

ロ. 当社連結子会社は現在2社で、管理本部及び営業本部が所管すると共に取締役及び監査役を派遣し、業績等については、定期的に取締役会及び経営会議に報告され経営及び業務の適正化を確保しております。

ハ. 当社グループ会社の業務監査については、監査役及び内部監査室との連携により、定期的に監査を実施しております。

(6)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に定められている「内部統制報告書」の有効かつ適切なため、「内部統制基本方針書」(以下「基本方針書」という。)及び「内部統制評価基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を制定しております。
内部監査室は、「基本方針書」及び「基本計画書」に基づき、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動の有効性を判断
し、適正な評価及び是正措置を講じ、並びに金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保しております。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人について、監査役の求めにより、取締役会と監査役と協議のうえ、平成19年4月より使用人を置い

ております。また、当該使用人は監査役の指示命令に従うものとしております。

（8）前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
設置した使用人についての任命、異動、評価及び懲戒は監査役会の意見を尊重すると共に当該使用人は、取締役からの独立性は確保されております。

（9）当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告しております。職務の執行に関する重要な法令及び定款違反並びに不正行為の事実に関すること等、当社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅延なく報告するものとしております。また、監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し報告を求めております。
ロ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席すると共に、重要な議事録及び稟議書類は都度閲覧しております。

（10）前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する為の体制
社員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

（11）その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は、取締役及び使用人に対する独立性を保持し、内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び顧問弁護士との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保しております。
ロ. 監査役会は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見及び情報交換を行える体制をとっております。

（12）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
イ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、担当部署で必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
ロ. 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係を遮断することが不可欠であると考え、社会秩序や企業活動を阻害する恐れのある団体・個人による不当な要求に対し、毅然とした態度を貫き排除いたします。また、必要に応じ外部機関との協力体制により、当該勢力を断固として排除すると共に一切の関係をもたないこととします。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
管理本部総務部を対応窓口とし、「コンプライアンス委員会」と連携して対応しております。
（2）外部専門機関との連携状況
顧問弁護士及び所轄警察署等の専門機関と連携して対応しております。
（3）反社会的勢力に関する情報の収集及び管理状況
顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に係る情報収集・管理を行っております。また、「コンプライアンス委員会」を中心とした啓蒙・教育活動を展開しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

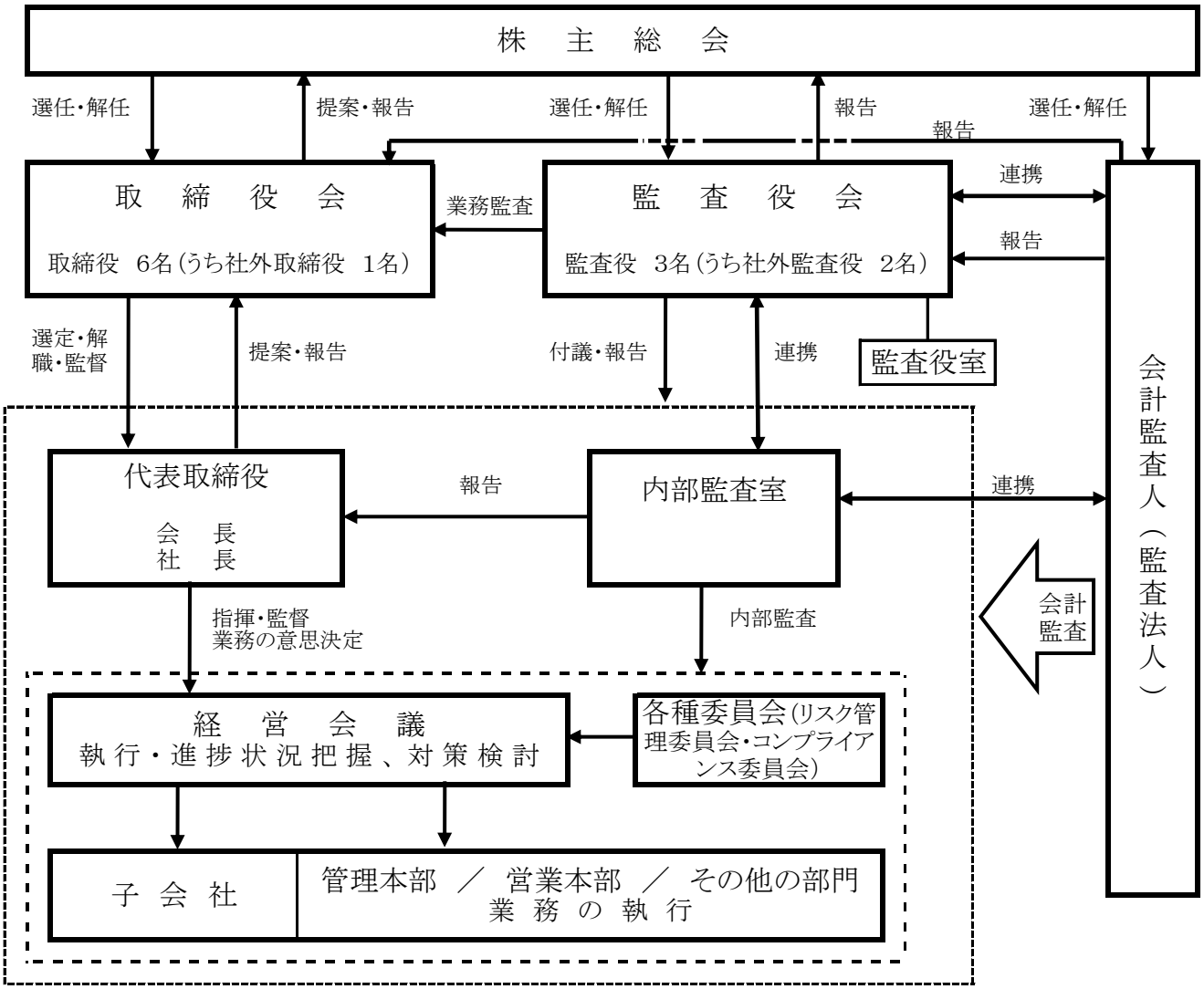
該当項目に関する補足説明

―――

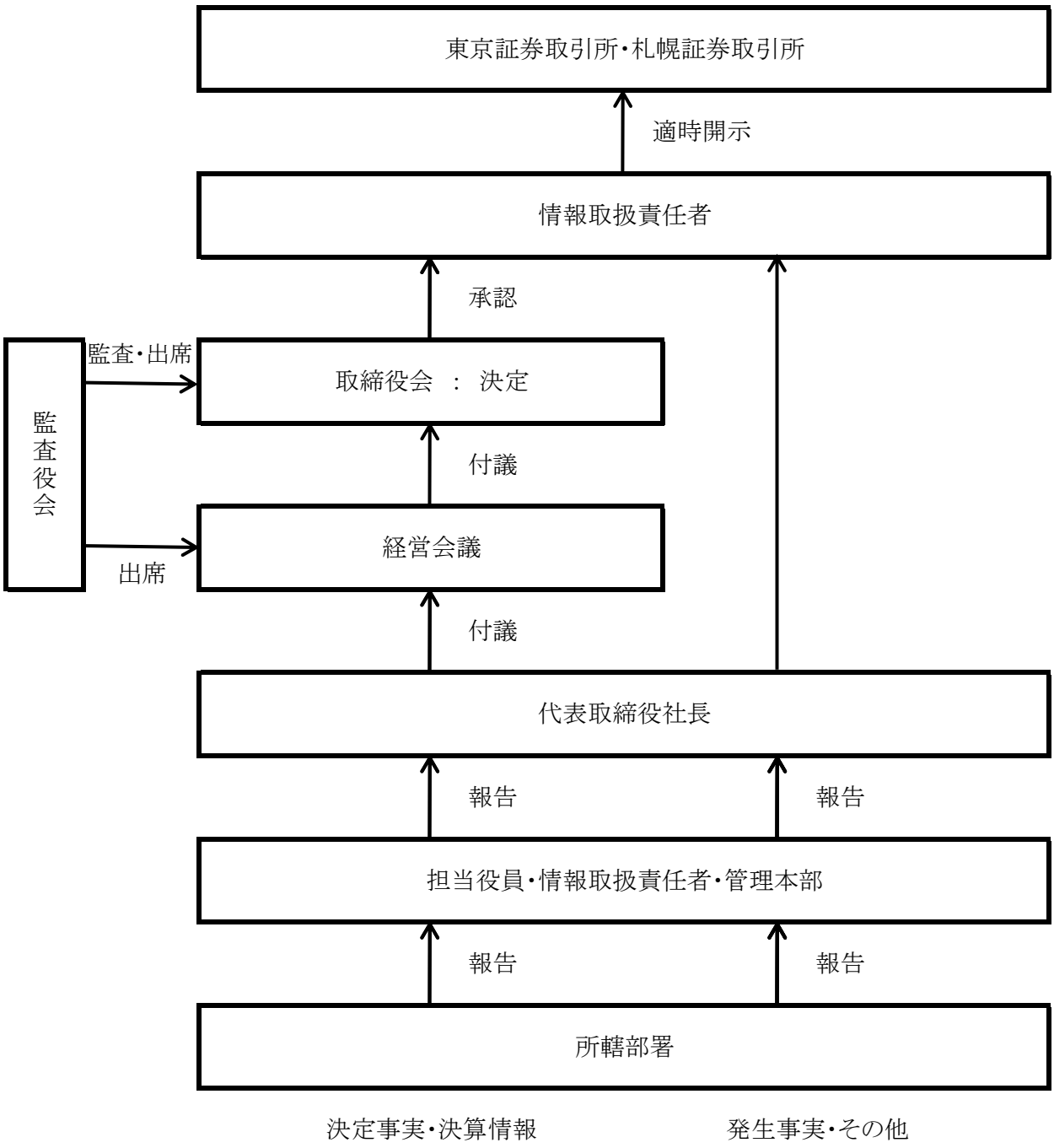
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制の概要図



適時開示体制の概要図


東京証券取引所・札幌証券取引所
適時開示
情報取扱責任者
承認
監査・出席
取締役会 ： 決定
監査役会
付議
経営会議
出席
付議
代表取締役社長
報告
報告
担当役員・情報取扱責任者・管理本部
報告
報告
所轄部署
決定事実・決算情報
発生事実・その他